



# お知らせ版

No.1227

## 中山町「やってみっべ」活動支援補助金を活用した事業を募集します

※お問い合わせ先  
総務企画課企画財政G  
☎662・4271

中山町「やってみっべ」活動支援補助金を活用した事業を募集します。この補助金は町民の皆さんが自主的に行う公益活動を支援することで、地域コミュニティの活性化と協働によるまちづくりの推進を図るものです。補助金の概要は次のとおりですが、詳細は募集要項をご覧ください。募集要項は町ホームページに掲載しているほか、総務企画課企画財政Gでも配布しています。

●補助対象事業 町民の皆さんが町内で自主的に行う公益活動で、平成28年3月31日までに終了する事業が対象です。

象です。  
(例) 清掃や花いっぱいなどの環境美化活動、町のイメージアップにつながるイベント開催など

- 補助対象者 中山町を活動拠点とする(または活動範囲に含む)3人以上で構成される団体が補助対象です。
- 補助金額・補助率 補助金額の上限は1年目が30万円、2年目が25万円で、補助率は補助対象経費の10/10です。
- 補助金交付の決定 中山町地域コミュニティ活性化促進委員会での審査を経て、町長が決定します。なお、審査会では申請団体から直接事業内容を説明していただきます。(審査会は3月15日開催予定)。
- 申請受付期間 3月5日(木)まで(第一次締切)

## 中山町スポーツ推進委員を募集します

※お問い合わせ先  
教育課生涯学習G  
☎662・2289

スポーツに関して深い関心を持ち、ボランティア精神と熱意でスポーツの実技指導及びスポーツに関する指導・助言ができる方、町民スポーツの推進に関して興味のある方を「中山町スポーツ推進委員」として募集します。

- 募集人員 若干名
- 任期 平成27年4月1日～平成28年3月31日までの1年間
- 応募資格 次のすべての要件を満たす方 ①町内在住の20歳～50歳までの方(平成27年4月1日現在) ②スポーツについて、企画・指導・助言ができる熱意と能力を有する方
- ③町民のスポーツ推進に係る事業及び会議(主に夜間や土日)に出席協力できる方

## 今月の納税等

納期限 3月2日(月)

- 固定資産税 4期 ●国民健康保険税 8期
- 介護保険料 8期 ●後期高齢者医療保険料 8期

※税額に変更のある方については2月13日(金)に変更の通知を発送します。お手元に届いた方は内容をご確認のうえ納付してください。  
※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎662-2112

●公共下水道受益者負担金 3期

※お問い合わせ先 建設課下水道管財G ☎662-2115

## 『だんご木市』を開催します

- 日時 3月4日(水)  
午前9時～午後4時  
(悪天候の場合終了時間が早まる場合があります)
- 場所 上町通り

### まつりふるまい鍋・甘酒の振舞いと お楽しみ抽選会

- ◆だんご木市会場内であつあつお鍋と甘酒を振舞います!  
午前11時30分～  
村山お祭り商業協議会の「まつりふるまい鍋」
- ◆空くじなしのお楽しみ抽選会も開催します!
- ◆その他、オリジナルミニだんご木の展示も行います!

主催 中山町観光協会

※お問い合わせ先  
中山町商工会 ☎662-2207

## 農業委員会委員選挙人名簿を閲覧いただけます

※お問い合わせ先  
選挙管理委員会  
☎662・2111

農家の皆さんから提出していただいた「農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書」に基づいて調製した農業委員会委員の選挙人名簿を、次のとおりご覧いただけます。

- 期間 2月23日(月)～3月9日(月)
  - 時間 午前8時30分～午後5時
  - 場所 役場2階選挙管理委員会
- ※農業委員会委員の選挙人名簿は一般

## 中山町災害互助会費の納入について

中山町災害互助会では、各地区区長に平成27年度分会費の納入を依頼していますので、各家庭等を訪問の際にはご協力よろしくお願ひします。

- ◆互助会費 1戸当たり200円(生活保護世帯は免除)
- ◆納入期限 3月20日(金)まで
- ◆制度概要

目的	町内の家屋が火災にあい損害を受けたときに見舞金を支給し、合わせて災害見舞等の廃止を促し、生活の簡素化を進めます
組織	町内に居住する全世帯と中山町災害互助会の趣旨に賛同するものをもって組織
期間	4月1日～翌年3月31日までの1年間
見舞金額	住宅が全焼の場合・・・最高額50万円 倉庫、作業所等が全焼の場合・・・最高額20万円 ※部分的な被害の場合には、その程度により額を決定します。
加入基準の例示	①同一世帯で一戸建ての普通住宅・・・1戸の加入 ②世帯分離している一戸建ての普通住宅・・・1戸の加入 ③同一敷地内に普通住宅と作業小屋・・・1戸の加入 ④同一敷地内に名義が異なる複数の普通住宅・・・名義人毎に加入 ⑤敷地を別にしている普通住宅・・・それぞれ加入 ⑥町民が町内に所有し、夜間・日曜祝祭日等に無人となる事業所(工場・事務所)・・・それぞれ加入 ⑦借家・アパートの住人・・・世帯毎に加入 ※アパート等の経営者は、加入不可

※お問い合わせ先 総務企画課情報防災G ☎662-4899